

## 遺産分割調停を申し立てる方へ

### 1 はじめに

被相続人が死亡した場合に、相続人が数人あるときは、その相続財産は共同相続人の共有となり、共同相続人間で、いつでも遺産を分割することができます。

この遺産分割について、共同相続人間で協議がととのわないとき又は協議をすることができないときは、各共同相続人は家庭裁判所に対し、遺産分割の調停又は審判の申立てをすることができます（民法898条、907条1項、2項）。

### 2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書提出要）

### 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円（被相続人ごとに必要）
- 郵便切手 当事者の数×（82円切手8枚、50円切手2枚、20円切手2枚、10円切手5枚、2円切手10枚）

### 4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

- 申立て時の提出書類
  - 申立書・裁判所用1通
  - 申立書の写し・相手方の数  
コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。
  - 事情説明書1通  
相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
  - 進行に関する連絡票1通  
相手方に読まれることはありません。
  - 戸籍謄本（全部事項証明書）等
    - ① 被相続人の出生から死亡までの継続した除籍謄本・改製原戸籍謄本等全部及び住民除票又は戸籍附票
    - ② 申立人及び相手方全員の
      - ア 戸籍謄本（全部事項証明書）・（被相続人と同籍時から現在まで継続した戸籍）
      - イ 住民票又は戸籍附票
    - ③ その他必要に応じて
      - ア 被相続人の父母の出生から死亡までの戸籍
      - イ 代襲相続人と被代襲者の続柄を示す戸籍
      - ウ 法定代理人の戸籍謄本（全部事項証明書）、住民票又は戸籍附票、特別代理人選任審判謄本
      - エ 遺言書写し

□ 遺産の範囲及び特別受益を証する書類

- ① 不動産登記簿謄本又は登記事項証明書
- ② 固定資産税評価額証明書
- ③ 被相続人名義の預貯金残高証明書
- ④ 相続税申告書写し
- ⑤ その他遺産目録記載の遺産があることを証する資料

□ 調停進行中の提出書類

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。

□ 上記□の提出方法

提出書類の中に、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。

マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 5 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会において必要と判断した場合には、申立人と相手方の意見を聴いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となり、審判に移行します。

### \*一般的な手続の流れ

